

韓国における「性買売防止法」制定運動をめぐるジェンダー・ポリティクス

李 麗 華*

Gender Politics regarding the Enactment Movement of The Act on Prevention of Prostitution in Korea

LEE Ryowhoa

abstract

This study aims to analyze the enactment movement of “Act on Prevention of Prostitution” starting 2000 and what politics mainstream women’s organizations have established in Korea. Women’s organizations formed with Korea Women’s Association United and took enactment of “Act on Prevention of Prostitution” as a priority for the movement and reached an agreement for several articles. Those are the definition that prostitution is violence against women and violation of women’s human rights. In addition, under the definition, launching a movement for eradication of prostitution and seeing sex workers as victims to protect more of them from legal systems. Then they took a strategy of disclosing and generalizing features of Korean prostitution. Women’s movement in Korea has been focused on groups and law enactments and those experiences allow establishing “Act on Prevention of Prostitution” in such a short time of 4 years. However, this leaves doubt that the enactment is actually democratic. The rise of sex workers’ movements against the enactment and the fact that these organizations’ name is “democratic union of sex workers” has shown the doubt.

Keywords : Korea, prostitution , women’s movement, Prevention Law, women’s human rights

1. はじめに

この20数年の間に、韓国の女性運動や女性学は非西欧社会で一つのモデルになるほど量的、質的に飛躍的な発展を遂げてきたと言われている（シン・ヘス、1999）。女性の地位や人権向上のための取り組みが進み、性暴力、DVなどといった問題を私的なこと、個人的なことに止めず、公論化、社会問題化、可視化してきたことは大きな特色である。

特に、韓国の女性運動は、1980年後半からは性暴力やDVなどを女性に対する人権被害であると問題化、理論化し、同時に女性をめぐる暴力に反対・根絶する運動も行ってきた。さらに、1990年代から現在までは、性暴力根絶のための法制定運動に主眼が置かれ女性運動の主流を成してきたと言える。そして、そのような取り組みの結果、1993年「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」、1997年「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」（DV法）制定に続き、2004年3月には「性買売防止法」が制定された¹。「性買売防止法」は「性売買斡旋等行為の処罰に関する法律」（以下、処罰法）と「性売買防止法及び被害者保護等に関する法律」（以下、保護法）に分かれており、「処罰法」は法務省が、「保護法」は女性省が運用、所轄している。

キーワード：韓国、性売買、女性運動、防止法、女性の人権

*平成18年度生 ジェンダー学際研究専攻

この時期に韓国の女性運動が行なってきた政治的な活動による女性たちへのエンパワーメント活動は、韓国社会の女性運動が、社会運動の一つとして確実に定着していることを示すものである。

本稿では、韓国のような政治的活動のパワーのあり方を把握・分析することを目的におき、1990年代から韓国女性運動の主流であった法制定運動、とりわけ、2004年に制定された「性買売防止法」制定運動を事例として取り上げる。そして、「性買売防止法」制定を運動の中心課題にした女性団体の活動のジェンダー・ポリティクスを考察したい。

まず、本稿で用いる「性売買성매매」という用語が韓国社会で普遍化するまでどんな変遷過程を経たかを検討しておく。なぜなら、ある現象に対する用語や概念はその社会の現実と脈絡を反映しているからである。また、ある概念や用語を用いるということは、その現象に対する研究者の立場性を示す政治的な行為にもなるからである。

90年代以後、女性学研究が進むに従い、「性売買」という用語の概念についての問題提起がなされた。日本では性買売という用語の代わりに買売春、セックスワークという用語が多く用いられているようであるが、韓国では性買売という用語が普及するまでには「淪落윤락、売春매춘、買売春매매춘、売買淫매매음」と言う用語が使われていた。

これらの用語の概念は、性を売る側に焦点を当て、売る側の道徳性を問題化し、性を買うことに対する評価は不問にするという意味が内包している（ウォン・ミヘ、1997）。このような意味から、日本では買う側の存在とその行動・意識の問題性を浮き彫りにできる造語として「買春」という用語が作られた。「買春」は日本のフェミニズムが創出した対抗用語のうち、最も普及・定着したものであるといえる（ゆのまえ知子、2002）。韓国においても、2004年の「性買売防止法」制定、施行により性買売という用語が韓国社会に定着するまでに最も使われている概念は、「買売春」であった。この概念は、買う側、売る側を同時に強調するために作られたが（ミン・キョンジャ、1999）、ウォン・ミヘは「春（봄, ハル）」と表記するのは、売買の対象になる性を自然化し、性買売により発生する問題を隠してしまうという危険性を持っていると指摘した（ウォン・ミヘ、1997）。日本では「売買春」は買う側・買う問題、売る側・売る問題の側面を同時に表現するとして生まれ、より「買春」に注意を向けるべきであるという意味で80年後半から「買売春」と表現されるようになった（ゆのまえ知子、2002）。

韓国では、今までの用語に対する代案的な用語として「性買売성매매」という概念が登場した。この概念には、性を買う人と性を売る人、斡旋業者、性産業など性の取引を成り立たせる全体像を表すことができ、とくに性産業を介在、取引の側面を強調することができる（ウォン・ミヘ、1997）。また、女性の性売買を通してお金をもらうすべての人を包括する意味で「性的搾取」という概念が適切であると主張している人もいる（ミン・キョンジャ、1999）

同様に、性買売に従事している女性を表す言葉として「売春女性」、「淪落女性」、「性買売女性」、「性買売被害女性」、「性販売女性」、「性労働者」など様々な言葉が使われている。しかし、「性買売」という用語が使われるようになってからは、「性買売女性」という言葉を使っている。また、一部の研究者やフェミニストの中では、性の買売という側面より性が売られる側面を強調するために「性販売女性」という用語も用いられている（ウォン・ミヘ、2004）。「性買売被害女性」という言葉は、性売買に従事している女性を被害者として捉え、「性買売防止法」制定過程でこれらの女性を法律の枠組みの中で保護するために作られた概念である。しかしながら、性買売に従事している女性の被害者規定をめぐっては性買売の自発性、その女性の行為性、主体性への否定といった、多くの議論をもたらした。

一方、当事者である性買売従事女性たちは、「性買売防止法」施行以降に展開された性労働運動の中で、自分たちに規定されていた既存の用語をすべて拒否している。得に、「性買売被害者」という用語は急進主義フェミニストあるいは一部の自由主義フェミニストらが、男性による女性への抑圧を前提に用いる概念であると批判し、既存の性買売に対する悪いイメージの否定や、性買売における労働として性格を主張するために、「性労働者」という用語の使用を提案している。

このように整理に基づき、本論文では、「性買売」及び「性買売従事女性」という用語を用いることにする。

2. 性売買と女性運動

韓国における性買売運動史に関する研究は、『韓国女性人権運動史』（韓国女性ホットライン連合編、1999）第4章「韓国売春女性運動史」が、刊行されるまでは、ほとんどないと言っても過言ではない。本章はこの文献に基づき、「性買売防止法」運動が本格的に始まった2000年までの性買売に関わる女性運動の展開について紹介しておくことにする。

1970年代には、社会浄化としての性買売反対運動が、韓国教会女性連合会（以下、教女連）を中心に、「淪落女性未然防止事業」、「キーセン観光反対運動」、「エイズ追放運動」、「享楽退廃運動」、「相談運動」などを行ってきた（ミン・キョンジャ、1999）。その意義は、第一に、性買売を個人の問題としてみるより社会構造的な視点から捉えるようになったことである。ただし経済構造的な面からのアプローチは性買売現象をクリアに解明することはできなかったが、このようなアプローチはその後の性買売反対理論や実践の方法を模索するにあたって重要な礎石になった。第二に、性を買う側と道徳性を問題にする意味が含まれている「売春」、「淪落」という用語から性を買う行為も含む「買売春」という用語を使うようになったことである。これは性買売に関するパラダイムの転換を意味している。第三に、女性連帯の可能性を開いたことである。教会女性と売春女性との姉妹愛的な関係は韓国社会の性買売根絶運動に大きな力になった。第四に、政府の政策を批判し対案を打ち出す伝統を作り出したことが、次の世代の性買売反対運動戦略に良いモデルになった（ミン・キョンジャ、1999）ことがあげられる。

1980年代中期からは、性買売従事女性のための人権運動が展開された。売春女性のための人権保護運動はシウト（憩いの家＝シェルター、以下、シェルターと表記）とハンソリ会の活動に集約された。この運動も宗教人による信仰心から始まり、シェルター運営を通じ、売春女性の人権保護、性買売問題の公論化、法改正運動、政策制定要求などを行ってきた。シェルターは、売春女性が直面している問題に取り組み、相談や共同体生活を通じて彼女たちに必要なことを把握、支援してきた。このシェルターらは売春女性をより効率的に支援し国際連帯を強めるためにハンソリ会というシェルターの連合体を結成した。ハンソリ会の正式名称は「性買売根絶のためのハンソリ会」であり、1986年に設立²された。ハンソリは「性買売根絶のための一つの声」とあるいは「性買売女性のハン（恨）の声」という二つの意味を持っている。しかし、設立当初の名称は性買売ではなく買売春であった（<http://www.han-sori.org/>）。この団体は、後に「性買売防止法」制定を導いてきた主流女性団体の一つである。シェルターは日常生活における売春女性の人権問題に焦点をあてて活動する一方で、ハンソリ会は売春女性の人権侵害問題を社会に可視化³させる運動としての性格を持っていた。さらに、シェルターは、個人の脱性買売を手伝いながら、脱性買売の可能性を探り、脱性買売を誘導している。さらに、ハンソリ会は性買売から抜け出せない構造を変革し性買売自体を根絶しようという運動もおこなっていたのである。

このような運動の中で、1995年には「淪落行為など防止法」が改正され、より多くの女性団体が性買売問題に取り組むようになった（ミン・キョンジャ、1999）。このような運動は90年代フェミニズムにおける性買売議論の影響を受け、よりフェミニズムの視点から売春女性の人権問題に取り組むようになっていったのである。

1990年代の中期からはフェミニズム視点からの性買売反対運動が行われた。フェミニズム理論では、性買売は男性中心のジェンダー差別的な社会関係の副産物であると捉えている。要するに、性買売は経済的、政治的不平等を含めた家父長制度のジェンダー関係および男性中心の歪曲された性文化が相互作用しながら拡大、再生産されるものであると定義している（チャン・ピルファ、1989）。したがって、性買売を根絶するためには、性買売を可能にする性買売構造、そして、家父長制度における非対称なジェンダー関係、セクシュアリティに関するダブルスタンダードなどの変革が必須であると主張する。

このような理論は梨花女子大学女性学科専攻の大学院生を中心に結成された「買売春問題解決のための研究会」（1996）により一層深まる。この研究会は、性買売は女性労働、家族などの問題が絡み合っている女性問題を要因として存在しているため、買売春問題が解決できない以上、あるいは買売春女性がこのまま存在する限り、ほかの女性問題の解決も暫定的であるか部分的であるしかないという認識で性買売問題にアプローチしなければならないと主張した。これがフェミニズム視点からの性買売現象に対する取り組みであるという（ミン・キョンジャ、1999）。この研究会は、売春女性の人権を保護しながら性買売に反対していくために、性買売問題の公論化、性

買売に対する観点の捉え直し、売春女性の存在の可視化、性買売問題を通じた女性人権の捉え直しなどに焦点をあて、精力的に研究を行った。現在、この研究会は解散したが、性買売議論をジェンダー関係の観点まで引き上げたこと、性買売に対する習慣的な言語、考え方に挑戦したことに対してミン氏は高く評価している（ミン・キョンジャ、1999）。

以上、韓国の性買売をめぐる女性運動を70年代から時代別に追ってみるにより、性買売に対する女性運動の支配的なイデオロギーは、性買売反対立場であることがわかる。そして、韓国の性買売に関わる女性運動は、時代と性買売の現実に合わせて方法を変えつつ、性買売反対の運動を行ってきた。一方、90年代後半、10代女性の性買売が社会現象⁴としての浮上し、成人女性の性買売やその運動、議論は社会的関心の領域から一旦外されたように見えた。この現象についてウォン氏は、10代に限られた性買売議論は成人売春女性の人権や海外女性の流入に対する議論を後退させてしまったとの指摘を行った（ウォン・ミヘ、1999）。しかし、このような状況の中でも、一部女性団体（シェルターやハンソリ会）や現場活動家、研究者により、性買売反対運動は持続的に行われていた。さらに、2000年に起きた性買売集結地における火災事件は、性買売に関わる女性運動に拍車をかけることになる。

20年以上の間、引き続いてきた性買売反対運動の蓄積は、性買売に反対する政治学を構築させた。性買売反対の政治学や、性買売反対運動を長年行ってきた現場活動家の経験は、「性買売防止法」の法案作成において重要な根拠となり、法律制定に対する反対派を抑える戦術にもなった。

3. 「性買売防止法」制定過程

韓国社会における「性買売」に関わる運動や研究は性買売反対イデオロギーから始まるが、この運動を本格的に女性団体⁵が解決すべき主要課題とみなす契機になったのは、2000年9月に群山テミョン洞^{グンサン}の性買売集結地^{ドン}でおきた火災事件である。それは性買売従事女性が監禁されたまま火事に巻き込まれて死亡した事件である。群山女性ホットラインが火災現場に行き実態の把握にあたった結果、群山火災事件の本質は奴隷売春（女性への監禁と暴力、性買売行為強要）による女性人権蹂躪問題、性買売に関わっている暴力組織、人身売買業者など犯罪組織の問題、警察と公務員の癒着・汚職等といった性買売を成り立たせている構造の問題であると捉えた。これにより、女性団体は死文化した既存の「淪落行為等防止法」（1961年制定、1995年改正）を改正することよりもっと強力な法装置の必要性を要求するようになったのである。このような女性団体の問題意識と遺家族らの要請により「性買売防止法」を求める運動が展開されるに至った。これが運動の直接的な背景である。

3-1. 立法過程における韓国女性団体連合の活動

2000年10月16日、韓国女性団体連合（以下、「女連」）の主催で行われた「群山火災惨事事件を通じて考える討論会」を皮切りに、多くの女性団体が本格的に性買売問題に取り組むようになった⁶。この討論会では、性買売を、女性に対する性的搾取、暴力であるとし、性買売は女性人権の観点から捉えるべきであるという女性人権運動観点に合意した。同年10月26日には、「女連」と群山火災惨事事件対策委員会の主催で、記者会見および真相究明をする集会を開いた後、この事件に関して国家に対して損害賠償請求する訴状を提出した⁷。このような活動にも関わらず、性買売集結地や店における火災惨事が発生し、多くの犠牲者を出すという事件が相次いだ⁸。

このような事件は、性買売を根絶するためのより具体的な代案、すなわち新たな法律の構想を想定させた。具体的な法案の作成のために、「女連」（当代表：チ・ウンヒ）の「性と人権委員会」内に、2001年1月「性買売防止法」制定のための専門家会議（以下、専門家会議）を立ち上げ、数次にわたって議論や法律案作成、その修正作業を中心に会議を行っていった⁹。また、法律に反映させる目的のため脱性買売した女性（30名）に電話調査を行なった（セウムト、2001年6月実施）。

一方、2001年1月に新設された女性省（2005年6月女性家族省に名称変更）は、性買売関連政策や「淪落行為等防止法」（女性省設置以前は保健福祉省が担当）といった女性政策を担当するようになった。また、性買売に関する国民意識調査や「性買売防止対策関連政策懇談会」、「性買売防止のための法的代案公聴会」などを実施した。これらの調査や作業によって、「性買売斡旋等行為防止に関する法律」の草案が作成された。この草案は

図1 出されたストラテジーの数

国会に提出されるには至らなかったが、「女連」を中心に作成されている法律に基礎資料を提供した（女性省、2004）。さらに、2001年7月アメリカ国務省が「韓国は人身売買3級国である」と認定したことや韓国女性団体連合の代表であったチ・ウンヒが2003年に女性省長官になったことなどにより、女性省をより積極的に「性買防止法」制定に向かわせるきっかけとなった。その結果、2001年11月26日に「女連」は、一部の国会議員の紹介で仮称「性買防止法等犯罪の処罰及び防止に関する法律」を国会に請願することにした。

2002年には「女連」の下に「性買防止法制定のための特別委員会」が組織され、国会法制委員会、議員補佐員、与・野党政策専門員を対象に法案説明会及びワークショップが行われた。また、「女連」は与・野党の女性議員との懇談会を開き法律の必要性を説明した。これらの活動の中で、女性議員たちは「性買防止法」を至急発議することに合意した。2002年7月に与・野党71名が記者会見を行い、共同発議をしたが、その内容は、「性買防止法等犯罪の処罰及び防止に関する法律」は処罰規定と被害者保護規定を共にもつ統合的法律であった。発議後、担当委員を決めこの法律案を審査することになった。その際、従来の「淪落行為等防止法」の担当委員会である女性委員会が審査にあたるべきだとする意見と、法律内容に処罰規定が半分以上を占めていたため法制司法委員会が審査すべきであるという意見に分かれた。そのため、この統合法律案を一たん取り下げ、二つの法律案に分け再び発議するのが法制定に効率的であるという判断に至った。そして、同年9月定期国会でチョ・ベスク委員など与・野党議員86名により、「性買防止法等行為の処罰に関する法律」、「性買防止及び保護等に関する法律」の二法案になった。その後、法案は法案審査担当委員会に提出され、女性議員や女性省、女性団体は反対議員に圧力をかけたりロビー活動をしたりするなど活発な働きかけを行った。そして、2003年9月の定期国会では通らなかったが、法案の一部に修正が加えられた後、2004年3月の16代国会で満場一致で（保護法の場合、1人棄権）可決された¹⁰。

3-2. 制定過程における「主流女性団体」のポリティクス

2000年末から韓国女性団体連合を中心に法制定運動が本格的に始まったが、その制定運動において同団体とともに大きな役割を果たしてきた団体は「セウムト」と「性買根絶のためのハンソリ会（以下、ハンソリ会）」である。韓国女性団体連合とハンソリ会については前述したので、ここでは「セウムト」について紹介しておきたい。「セウムト」は韓国語で「若葉が出る場」を意味し、京畿道東豆川市キョンギド ドンドラチョンにある基地村の性買被害女性たちの自活を支援している団体として1996年に設立された。とりわけ、「セウムト」の代表であるキム・ヒョンソンは1990年から基地村で性買被害女性の支援をしてきた人物である。彼女の長年にわたった性買被害女性に対する支援活動や経験の蓄積は現場の声が反映された法案作成にあたり大きな示唆を与えることになる。

本研究では本格的に「性買防止法」の制定に関わってきた韓国女性団体連合、セウムト、ハンソリ会を総じて「主流女性団体」と呼ぶことにし、主流女性団体が運動課題の最優先にした法制定に向けてどのような戦略と戦術を繰り広げていったかを明らかにする。

3-2-1. 「性買」の可視化¹¹と国家責任

2000年群山火災事件で発見された性買従事女性たちの日記帳や現場調査から人権侵害事実を改めて知ることになった女性団体は、その日記帳を公開し、いかに性買が行われたかを社会に暴いた。

「主流女性団体」は韓国で行われるすべての「性買」は女性に対する暴力、搾取、抑圧、人権侵害行為であると把握・定義¹²し、性買による人権被害を社会に可視化するに至った¹³。

そして、「主流女性団体」は性買従事女性の悲惨な人権侵害の現実や性産業の膨張を手放しにしてきた政府や政策を批判しながら国家の責任を問うことに向かった。その代表的な動きの始まりは2000年群山火災事件に対する国家や地方自治団体の責任を問うことであった。すなわち、死亡をした5名の女性の中3人の遺族が原告になって「ヒモ」や国家、群山市を共同不法行為者として被告にし、2000年10月26日にソウル地方法廷に9億ウォンの損害賠償請求訴訟を提起したのである。この訴訟は性買に関して国家の責任を問う最初のできことであり、数次の裁判を経て「性買防止法」が施行された翌日（2004年9月24日）原告一部勝訴の判決が下された。韓国女性団体連合を中心に行われたこのような訴訟は、隠蔽されてきた性産業メカニズムや性買従事女性の人権

侵害実態を一層社会に認識させ、国家の責任や「性買売防止法」の必要性も喚起させることになった。

このような動きを皮切りに、「主流女性団体」は「性買売防止法」制定を含めより具体的な対策を国家に対して要求するようになる。2001年1月女性省の新設、同年7月アメリカ国務省の人身売買報告書による「人身売買3級国」認定を受けて、2002年大統領の指示の下に「性買売防止総合対策」（女性省次官をチーム長にして関係政府機関と合同作業チームを構成）を樹立する。2003年には国務総理室の下に「性買売防止企画団」を発足し性買売防止のための政策制定に「主流女性団体」が介入するようになる。

すなわち、「主流女性団体」は性産業の膨張や性買売女性の人権侵害問題を国家の責任と捉え、政府の政策変化に介入する一方で女性省と協力関係を保ちつつ「性買売防止法」制定へ向かっていったのである。

3-2-2. 「性買売被害」女性の概念形成と性買売根絶運動への展開

「主流女性団体」は性買売に関する国際協約¹⁴と外国の法律¹⁵を参考にして「性買売防止法」の法案作成を進めた。とりわけ、2000年に批准した国際連合の「人身売買とりわけ女性と児童の売買予防及び抑制のための議定書」は法律上、性買売従事女性をめぐる概念規定に多くの示唆を与えた。この法律には青少年や外国人の性買売、そして障害者についてはその同意如何を問わずすべての「性買売された者」（被害者）として規定している。

したがって、「性買売防止法」においても同意如何を問わず、青少年、外国人、障害者を含め、人身売買、監禁、暴行、強要行為、深刻な傷害、脅迫、債務関係、麻薬使用などにより性買売を強要された者を「性買売された者」として定義し、性買売従事女性が負っていた債務（前借金）の無効と刑事処罰の対象から免除されること（非犯罪化）を狙っていたのである。つまり、韓国で行われる性買売はすべて暴力、監禁、強要などが存在することを前提にしているため、すべての性買売従事女性は被害者に捉えられていることがわかる。また、性買売従事者を被害者としてみなすことにより、法的装置を通じてより多くの人権保護や社会的な支援を図っていたのである。

「主流女性団体」は、「性買売」を女性に対する暴力行為であると定義した。それは、必ずそこでは性買売従事女性に対する人権侵害行為が起きているということであり、性買売女性従事女性たちを救助し彼女らの人権を保護するためには性買売をなくさなければならないことになる。したがって、過去から行ってきた性買売反対運動を継承しそれをさらに強めた性買売根絶運動へ展開するようになる。そして、性買売を根絶すると性買売従事女性の人権侵害も起きないためつまり、女性の人権を向上させることになるため性買売根絶運動は女性人権運動にもつながるものとなっていったのである。

また、根絶という言葉は根本から徹底的に絶やすことを意味する。つまり、「主流女性団体」や国（とりわけ、女性省）が性買売根絶を宣言したのは、韓国社会で性買売を成り立たせている構造（見える、見えない）、すなわち斡旋業者、女性の性を商品化した資本主義、性買売を暗黙的に容認してきた社会規範（性買売は必要悪である）、企業の接待文化、ジェンダー不平等な雇用関係といった社会秩序、文化（家父長制）に対する攻撃と改革を意味している。このような性買売根絶という最終的な目標を達成するために「主流女性団体」は「性買売防止法」制定運動を行ってきたのである。

4. 終わりに—「性買売防止法」制定過程における論争

すでに見てきたように、「主流女性団体」が4年間継続してきた法制定過程において多くの反対論理があった。「性買売は必要悪である」、「男性の性欲は抑制できない」、「性買売がなくなると性暴力は増える」といった性買売を温存させようとする言説を始め、性買売を根絶すると経済が崩れるという経済危機論¹⁶までであった。しかしながら、最も激しい論争となったのは、いかにすれば性買売従事女性の人権が最も保護されるかという、法的装置をめぐる論争（一時的規制主義の主張）であった。さらに、「性買売」や「性買売被害女性」といった概念規定をめぐる論争や性買売根絶イデオロギーの下で繰り広げられている運動方法に異議を申し立てた一部のフェミニストも現れ、性買売従事女性に対する概念規定をめぐる論争も展開された。

韓国社会における性買売をめぐる考え方のうち、公娼制度の主張と同様長い間論争を巻き起こしてきたのが、性買売従事女性の自発性をめぐる論争である。2001年11月に韓国女性団体連合が請願した「性買売防止法」に規定されている「性買売された者」¹⁷（2条3項）と「性買売行為者」（2条2項）という概念に対する問題提起が

それに該当する。

註17をみてわかるように、「性買売行為者」は同法の概念規定によっていわゆる「自発的」に性買売をする女性になる。また、この法律の目的(1条)は「性買売された者の人権を保護し社会復帰のために支援をする」となっているため、自発的に性買売を行うとされる「性買売行為者」は処罰の対象になるわけである。

このように規定している韓国女性団体連合(以下、女連)の「性買売防止法」案(2001年に請願したもの)をめぐって民主労働党の党员であるチェ・ピョンチョンとの間で論争が起きた。それは「性買売防止法」を通じて売春女性が二つに分かれてしまうことである。つまり、法的処罰から免除される「性買売された者(奴隷的売春女性)」と法的処罰を通じて教化の対象になってしまった「性買売行為者(自発的売春女性)」に分けられてしまうことを指摘したのである(『月刊 マル』、2002年8月)。

これに対して「女連」は、早速同年翌月の同雑誌に「商品に過ぎない性買売女性に果たして自発性とは」という論文を投稿し、チェ氏の指摘に反駁した。それは、性買売は女性に対する暴力であり犯罪行為であるため性買売従事女性は被害者にならざるをえないし、韓国の性買売メカニズムを把握すれば性買売従事女性に自発性があるとは絶対に語れないということである(『月刊 マル』、2002年9月)。

そして、「女連」は上記の発言とともに改めて群山火災事件による性買売従事女性の被害を事例として取り上げ、チェ氏のそのような主張を性買売の現実について理解していないと批判した。また、「女連」はチェ氏の主張は公娼制度の論理とさほどかけ離れないとし、公娼制度の論争に巻き込まれるより一日も早く「性買売防止法」の制定を推進した方が性買売従事女性の人権保護ができると述べた。

しかし、チェ氏は「女連」のこのような反論はこれまでの「女連」の形にはまった論理を繰り返しただけであり、自分の問題提起に対しては一貫して沈黙していると述べた(『月刊 マル8月』2002b)。その後チェ氏は「女連」の性買売根絶イデオロギーと性買売従事女性の人権とは相容れないとし、性買売従事女性の人権のためには性買売の合法化が最善の対策であると主張するようになる。しかし、チェ氏のこのような異議申し立てに、「女連」はそれ以上対応せず、チェ氏を男性中心主義者と位置づけることにより論争を終了させた。

以上の、民主労働党の党员であるチェ・ピョンチョンと「女連」のバトルを見てわかるのは、性買売における自発性と強制性をめぐる論点から始まったが、結局は性買売従事女性のための「人権」に帰していることである。しかし、この両者の言う「人権」にもやはりズレがある。すなわち、チェ氏は性買売従事女性の人権のためなら性買売の合法化が最善の方策であると主張する反面、「女連」は性買売根絶と「性買売防止法」の制定により性買売従事女性に性買売をやめさせること(脱性買売)が、性買売従事女性のための「人権」であると主張しているのである。

韓国の女性運動は団体中心、さらに法制定を中心に行われてきたが、その経験の蓄積が四年という短期間に「性買売防止法」の制定を可能にさせたと考えられる。もちろん、2001年に女性省ができたことも一助となった。「性買売防止法」は今まで性買売現場で人間としての待遇を受けられなかった数多くの女性を救済したと同時に、この法律の効率性や成功と失敗を問わず韓国社会に多くの示唆や「性買売は犯罪である」という認識を確実に与えたと思われる。しかし、ここで一つ問わなければならないことは、制定過程がいかほど民主的な過程であったかということである。同法の施行に反対する意味として出現した性労働者とその自治組織の名称が「民主性労働者連帯」であることがそれを証明していると思われる。

2004年9月に「性買売防止法」が施行された後、同法に反対する性買売従事女性らのデモが相次ぎ世間の注目を集めた。その後、デモは一部の性買売従事女性らによって性労働者運動へ展開され、2005年9月には京畿道平沢の地域を中心に「民主性労働者連帯」という自治組織をも立ち上げた。

本稿ではこのような「性買売防止法」の施行後のリアクションについては枚数の制限から述べることはできなかったが、筆者が、注目した「民主性労働者連帯」の調査研究の論考は、今後のまとめでいく予定である。

註

- 1 本文及び文献のハングルから日本語への翻訳は、特に明記したもの以外は、筆者が翻訳したものである。
- 2 現在、ハンソリ会には、相談所4個、支援センター6個、ジェルターや保護施設7個、ソウル市委託の支援センター1個、個人1

李 韓国における「性買売防止法」制定運動をめぐるジェンダー・ポリティクス

人が会員メンバーとなっている。

- 3 売春女性の人権侵害問題が公論化されるようになったきっかけは、1995年に売春女性と家出をした10代女性がリハビリ機関で起きた放火事件に巻き込まれたことを契機としている。また、ハンソリ会は基本的に性買売に反対し、その一方では脱性買売を前提に性買売従事女性の人権を保護するための支援も行っている。しかし、その支援の方法はハンソリ会に属している団体メンバーによって多少相違がある。
- 4 2000年1月に「10代買売春との戦争」宣布にいたる。
- 5 ここで言う女性団体は、韓国女性団体連合（1987年設立）に属している6個の全国支部と28個の女性団体のことを指す。
- 6 この討論会に参加した女性団体は、韓国女性団体連合、韓国女性ホットライン連合、韓国性暴力相談所、韓国女性^{ミンウ}民友会、セウムト、ハンソリ会である。この中の、セウムトやハンソリ会のメンバー団体は80年後半から性買売反対理念に基づき、持続的に性買売に取り組んでいた（性買売従事女性のための人権保護や被害女性支援など）。
- 7 この訴訟は、性買売に関わって国家の責任を問う最初のできことであり、数次の裁判を経て「性買売防止法」が施行された翌日（2004年9月24日）原告一部勝訴の判決が下された。この判決に対して、女性団体や性買売問題解決のための市民連帯は記者会見で「性買売女性たちを被害者立場で捉えた最初の判決であり、火災により死亡した女性たちの犠牲が我が国の女性の人権運動を伸長させた」と評価した。
- 8 2001年3件、2002年には群山ケボツ洞（12人死亡）を含め3件、2003年には1件が発生した。
- 9 「性買売防止法」の法文内容研究のため、国際協約とも言える「Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and of the Exploitation of the Prostitution of Others」（1949年制定）とスウェーデンの「女性暴力防止法」（1998年制定、1999年買売春禁止条項を加えた）などの研究、検証などをおこなった。
- 10 女性団体は、あまりにもこの法律を懐疑的に考える国会議員の多さに、16代国会を通るのは難しいと判断したという。しかし、2004年3月に17代国会議員選挙があったため、女性有権者たちの票を意識した議員たちの多くが賛成に回ったのではないと思われる。そして、「性買売保護法」は一部改正され、2005年12月8日国会を通った。
- 11 チョン・ミレは、被害を社会に暴くこと（証言の政治学）に対して「実を言うと性買売現場の暴力を証言するという戦略はその状況の「深刻性」を明らかにして搾取、監禁、人身売買といったことをより容易く可視化し、また、確実な被害が強調できる一種の「衝撃療法」であると言える。」（「自発と強制の二分法を超えて」2003：216）と述べている。
- 12 韓国では性買売の本質を女性に対する暴力であると把握する立場を急進的女性主義であると呼ぶ。この立場は、性買売もレイプ、DV、ポルノのように女性の従属を正当化させる手段であり暴力であるが、性買売はレイプと同様に男性支配と女性の対象化を前提していると主張している。（「性買売に対する視角と法的対策」、チョ・グク、2004：19）
- 13 チョン・ミレによると群山火災事件解決対策委員会においては「性買売」を捉える観点の相違があったという。それは、「性買売を労働として認め合法化するべきであるという自由主義的立場」と「性買売は女性に対する暴力であるため根絶すべきであるという急進主義的立場」の二つの立場であった。しかし、対策委を主導してきた女性団体の立場が重要であったため対策委は「性買売の暴力性を社会に暴く」ことを中心的な戦術としてとるようになった。（前掲、2003：227 - 228）
- 14 ①1949年制定された「人身売買禁止及び他人の売春行為による搾取禁止に関する協約」（Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and of the Exploitation of the Prostitution of Others）である。韓国は1962年に加入した。②1979年UN総会で制定された「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃のための協約」（CEDAW: Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women）に含まれている売春に関する条項である。韓国は1984年に加入した。③国際連合の「国際組織犯罪防止協約」を補充する「人身売買とりわけ女性と児童の売買予防及び抑制のための議定書」である。韓国は2000年批准した。
- 15 1998年制定されたスウェーデンの「女性暴力防止法」である。1999年には性買売防止の内容を加えた。
- 16 群山火災事件の対策委員会で活動したチョン・ミレによる「この事件が問題化し社会に知られるようになると群山経済は崩れる」という主張も対策委員会の中であったという。また、このような主張は対策委員会の活動を妨害する一つの論理にもなったという（チョン・ミレ、2003）。
- 17 第2条（定義）この法で使用する用語の定義は次のようである。
 1. 「性買売行為」とは金品その他の財産上の利益を授受・約束し、以下の各項目に該当する行為をし、性を買ったり売ったりすることを言う。
 2. 「性買売行為者」とは前項の方法で性を買った行為をした者（第3項の場合は除外）及び性を買う行為をした者を言う。
 3. 「性買売された者」とは以下の各項目で定めた行為により性を買った行為をした者、障害者、外国人女性、青少年の性保護に関する法律第2条の第1号が定めた「青少年」をいう。
 - ア. 人身売買、監禁、強姦、暴行
 - イ. 深刻な傷害や肉体的、場所的拘禁、脅迫、位階、前借金やその他債務を利用する方法で性買売を拒否できないようにする行為
 - ウ. 自分を雇用・管理した者により麻薬類管理に関する法律が定めた麻薬・向精神性医薬品または大麻に中毒し、性を買った行為をした者

参考文献

- ウォン・ミヘ 1997 「한국사회의 매춘여성에 대한 통제와 착취에 관한 연구」원미혜, 이화여자대학원 여성학과 석사논문 (『韓國社会における売春女性に対する統制と搾取に関する研究』) 梨花女子大学大学院女性学研究科修士論文 1999 「성매매, 그 해결과제」 이화여자대학 한국여성연구원 (『性買売、その取り組み課題』) 梨花女子大学韓國女性研究院 2004 「여성주의 성정치-성매매 ‘근절’ 운동을 넘어서」『여/성이론 VOL10』 여성문화이론연구소 (『フェミニズム性政治-性買売の‘根絶’運動を超えて』『女/性理論 VOL10』) 女性文化理論研究所
- 韓國女性団体連合 (編) 2001a 『군산화재참사를 통해서 본 성매매문제 해결을 위한 토론회』 한국여성단체연합 (편) (『群山火災事件を通じて考える性買売問題の解決のための討論会』) 2001b 『성매매방지법제정을 위한 토론회』 (『性買売防止法制定のための討論会』) 2001c 『성매매방지법 정원서』 (『性買売防止法の請願書』) 2002a 『긴급토론회』 (『緊急討論会』) 2002b 『성매매방지 및 피해자 보호 법률안 발의안 전문』 (『性買売防止及び被害者法律案 發議案の全文』) 2003 『방지법 해설 자료』 (『防止法の解説資料』)
- 킴·히ョン손 2001 「우리사회의 성매매현실과 대책방안」『군산화재참사를 통해서 본 성매매문제 해결을 위한 토론회』 김현선, 한국여성단체연합 (편) (『我が社会の性買売の現実と対策方案』) 韓國女性団体連合 (編) (『群山火災事件を通じて考える性買売問題の解決のための討論会』)
- 신·헤스 1999 「서문 여성인권의 이론과 실천을 위한 시론」 (『序文 女性の人権の理論と実践のための時論』) 韓國女性ホットライン連合 (編) 山下英愛訳 『韓國女性人權運動史』 明石書店 2004 「성매매방지 관련 법령정비 및 피해자보호제도 개선방안연구」 여성부 (『性買売防止関連の法令整備及び被害者保護制度の改善方案に関する研究』)
- 全北女性団体連合 (編) 2002 『군산 대명동·개복동 화재 참사 백서』 전북여성단체연합 (·) (『群山テミョン洞・ケボ트洞火災慘事白書』)
- 채·비ョン쵸ン 2002a 「성매매방지법안은 반인권적 악법이다」 최병천 『월간 말 6월호』 (『性買売防止法案は反人權的悪法である』 『月刊 マル6月』) 2002b 「한국여성단체연합의 성매매 방지법에 대한 비판-매춘여성을 감옥에 보내는 인권 운동??」 『월간 말 8월호』 (『韓國女性団体連合の性買売防止法への批判-売春女性を監獄に送る人權運動??』 『月刊 マル8月』) 2002c 「매매춘의 합법화-매춘여성의 ‘인권’을 위한 최선의 대안」 『월간 말 9월호』 (『買売春の合法化-売春女性の‘人權’のための最善の対案』 『月刊 マル9月』)
- 찬·빌푸아 1989 「섹슈얼리티에 관한 여성해방이론의 이해와 문제」 이화여자대학교 한국여성연구원 『여성학논집 5』 (『セクシュアリティに関する女性解放論の理解と問題』 『女性学論集 5』) 梨花女子大学 韓國女性研究院
- 쵸·쿠 2004 「성매매에 대한 시각과 법적대책」 『성매매-새로운 법적 대책의 모색』 조국, 서울대학교 BK21 법학연구단 공익인권법센터 기획, 조국 (편) (『性買売に対する視角と法的対策』) 서울대학교 BK21 法学研究団公益人權法センター企画
- 쵸·쿠 (編) 『性買売-新たな法的対策への模索』 サラムセンカク
- 쵸·요ン비 2002 「상품에 지나지 않는 성매매여성에게 도대체 자발성이란」 『월간 말 7월호』 (『商品に過ぎない性買売女性に果たして自発性とは』 『月刊 マル7月』)
- 쵸·미레 2003 「자발과 강제의 이분법을 넘어서」 『성폭력을 다시 쓴다-객관성, 여성운동, 인권』 정미레, 한국여성의전화연합 기획, 정희진 (편), …… (『自発と強制の二分法を超えて』) 韓國女性ホットライン連合企画 쵸·
- 비진 (編) 『性暴力を書き直す-客観性、女性運動、人權』 ハンウルアカデミ) 民主性労働者連帶 (編) 2005 『성매매방지법 1년 평가와 성노동자운동의 방향과 전망』 민주성노동자연대 (편) (『性買売防止法的一年評価と性労働運動の方向と展望』)
- 민·쵸ン자 1999 「한국 매춘여성운동사」 (『韓國女性売春運動史』) 韓國女性ホットライン連合 (編) 山下英愛訳 『韓國女性人權運動史』 明石書店 2004 「買売春」 井上輝子他編 『女性学事典』 岩波書店

(2008年1月11日受理)